

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金事務処理要領(案)

1 通則

福祉・介護人材の処遇改善事業助成金（以下「助成金事業」という。）は、当該都道府県に所在する支給交付要件を満たした2の(2)二に掲げるサービス（以下「障害福祉サービス等」という。）を提供する事業者を承認し、承認された事業者（以下「対象事業者」という。）に対して、生活支援員（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に規定する生活支援員をいう。以下同じ。）等の福祉・介護職員（福祉・介護職員とみなして差し支えないこととされている者を含む。）をいう。以下同じ。）の賃金改善に充当するための助成金（以下単に「助成金」という。）を支給すること等により、福祉・介護職員の処遇改善を図る。

2 事業の内容

一 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

二 対象サービス

対象サービスは、次のいずれかに該当するサービスとする。

ア 新体系サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助

イ 旧体系サービス

旧身体障害者更生施設(通所を含む。)、旧身体障害者療護施設(通所を含む。)、旧身体障害者入所授産施設、旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者入所更生施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者入所授産施設、旧知的障害者通所授産施設、旧知的障害者通勤寮

ウ 障害児施設給付費等

知的障害児施設、自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業

エ 精神障害者社会復帰施設等

精神障害者入所授産施設、精神障害者通所授産施設、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（B型）、身体障害者福祉工場、知的障害者福祉工場、精神障害者福祉工場、身体障害者小規模通所授産施設、知的障害者小規模通所授産施設、精神障害者小規模通所授産施設

注1 基準該当事業所については対象とする。

注2 ~~地方公共団体が設置した施設（地方自治体による指定管理者制度等）~~

~~より、社会福祉法人等へ運営委託する場合を除く。）は対象外とする。~~

~~注3 国立施設及びのぞみの園は対象外とする。~~

三 対象職種

対象職種は、次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、作業指導員、児童指導員、指導員、指導員助手、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、介護職員、精神保健福祉士（精神障害者社会復帰施設に限る。）、精神障害者社会復帰指導員（~~精神障害者社会復帰施設に限る。~~）

3 助成金の仕組みと事業年度

一 助成金の仕組み

~~福祉・介護人材の処遇改善事業~~助成金は、障害福祉サービス等の提供に要する費用（以下「報酬等」という。）に一定の率を乗じて得た額を、毎月の報酬等と併せて概算交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき精算、余剰金が発生した場合には、その額を返還することとしている。

二 事業年度

ア 助成金事業の年度区分は、当該年の~~5~~4月から翌年の~~4~~3月支払い分まで（12か月間）とし、その助成金の概算交付額の根拠となる障害福祉サービス等は、原則として、当該年の~~3~~2月から翌年~~2~~1月までに提供された障害福祉サービス等となる。

ただし、平成21年度及び平成24年度については、助成金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（平成21年度の場合）

平成21年12月から平成22年~~4~~3月の助成金支払い分まで（~~5~~4か月間）

（原則として、平成21年10月から平成22年~~2~~1月までに提供された障害福祉サービス等分）

（平成24年度の場合）

平成24年4月から5月の助成金支払い分まで（~~≠~~2か月間）

（原則として、平成24年2月及び3月に提供された障害福祉サービス等分）

※ ただし、平成24年度については、報酬等の月遅れ請求があった場合、当該請求に係る助成金の支給を最大2か月間対応することとし、平成24年6月及び7月の助成金支払い分も含めることとする。

4 助成金の交付要件

助成金を受けようとする事業者は、以下の交付要件を満たさなければならない。

一 平成21年10月から平成24年3月までの間、障害福祉サービス等を提供する見込みがあること。

二 5に定める計算式により算出された助成金見込額を上回る賃金改善（平成20年10月から翌年3月までの期間における福祉・介護職員の賃金（退職金を除く。以下同じ。）に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定している

こと。

三 賃金改善の実施期間及び方法等並びに賃金改善以外の処遇改善の内容を記載した別紙様式2の福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、都道府県あて提出していること。

四 助成金の対象事業者としての申請日の属する月の初日から起算して過去一年間（申請日が平成22年7月31日以前である場合については平成21年8月11日から申請日までの間）に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法又は雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと。

四五 労働保険に加入していること。

※ 平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度の障害福祉サービス費用の額の改定（以下「報酬改定」という。）を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課すこと（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等）のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、助成金の額を減額することを予定している。

5 助成金見込額の計算

助成金見込額については、次の計算による。

報酬等の総額 × 交付率（一円未満の端数切り捨て）

注1 報酬等の総額（障害福祉サービス等の総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額（障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業のうち「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の助成額を含む。）をいう。ただし、過去に支払われた報酬等の額に誤りがあったことにより、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分また、障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業のうち「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の助成額を含み、（平成21年9月以前に提供された障害福祉サービス分以前の等に係る過誤調整分は含まない。を除く。）を含む。以下同じ。）は、当該事業年度における助成金の概算交付額の根拠となる障害福祉サービス等の提供に係る見込額の総額を用いる。

注2 障害児施設措置費については、支弁予定の国庫負担基準見込額を報酬等の総額に含めることとする。

また、障害児施設給付費等のうち重症心身障害児（者）通園事業における報酬等の総額については、当該事業に係る補助金の交付決定見込額とする。

注3 精神障害者社会復帰施設等運営費補助金における報酬等の総額については、運営費補助金の交付決定見込額とする。

~~注4 指定医療機関（肢体不自由児）給付については、肢体不自由児施設の報酬等の総額に含めることとする。~~

~~注5 指定医療機関（重症心身障害児）給付については、重症心身障害児施設の報酬等の総額に含めることとする。~~

~~注6~~ 4 従たる事業所の報酬等の総額については、主たる事業所の報酬等の総額に含めることとする。

~~注7~~ 5 交付率については、別紙1に定める率を用いる。

~~注8~~ 6 併設型又は空床利用型短期入所事業所については、本体施設の交付率を用いる。

~~注9~~ 7 単独型短期入所事業所については、生活介護の交付率を用いる。

~~注10~~ 8 障害者支援施設において行う昼間実施サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）については、施設入所支援の交付率を用いる。

~~注11~~ 9 重症心身障害児（者）通園事業については、肢体不自由児施設の交付率を用いる。

注10 指定医療機関（肢体不自由児）については、肢体不自由児施設の交付率を用いる。

注11 指定医療機関（重症心身障害児）については、重症心身障害児施設の交付率を用いる。

（補足事項）

注1については、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

助成金見込額は、都道府県ごとに計算するものとし、別紙様式2の福祉・介護職員処遇改善計画書を複数の障害福祉サービス等を提供する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）において一括作成する場合及び多機能型事業所の助成金見込額の計算については、別紙1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された額（一円未満の端数切り捨て）を合算すること。

6 助成金の額

年度内に支払われる助成金の額は一の額とする。

ただし、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間（9の一のエの「賃金改善実施期間」をいう。以下同じ。）における二の額が助成金の受給総額を下回る場合には、その差額について返還を要するものとする。

~~次の各号の額を比較していずれか少ない方の額とする。~~

一 事業者の申請に係る報酬等のからの報酬等の請求に応じて、国保連又は地方公共団体（以下「国保連等」という。）から支払われる総額に、別紙1のサービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）

二 実際に福祉・介護職員の賃金の改善に充てられた経費（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額及び助成金を原資として他都道府県の事業所又は施設（以下「事業所等」という。）（同一法人の事業所等に限る。）の福祉・介護職員の賃金改善に充当した額を含み、他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が概算交付を受けた助成金を原資として福祉・介護職員の賃金改善

に充当した額を含まない。)の実支出額の合計額

7 対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

- 一 助成金を福祉・介護職員の賃金改善に要する費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）以外の費用に充ててはならない。
- 二 助成金の趣旨に鑑み、助成金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。
- 三 各事業年度における最終の助成金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、~~精算の結果、過払いが発生した~~ あらかじめ定められた賃金改善実施期間における6の2の額が助成金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。
- 四 この助成金に係る支出と実際に福祉・介護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類を作成し、実績報告後、これを5年間保管しなければならない。
- 五 ~~労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）~~を遵守しなければならない。

8 助成金の支給停止等

都道府県は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の助成金の返還を命じること又は期間を定めて助成金の支給停止を行うことができる。

- 一 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- 二 虚偽又は不正の手段により~~本~~助成金を受給した場合

9 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

助成金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則等（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（~~労働保険料等の納入証明書、労働保険~~ 保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。

一 賃金改善の方法

ア 助成金見込額

5により算定された額

イ 賃金改善見込額

各事業者において当該事業年度賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込み額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額でありアの額を上回る額

ウ 賃金改善を行う給与の項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

エ 助成金による賃金改善実施期間

賃金改善実施期間は、事業者の選択により定めるものとし、当該年~~3~~2月から翌年~~5~~4月までの間で、助成金支給月数と同じ月数の連続する期間（その始期は概算交付の根拠となる障害福祉サービス等提供月以降であり、その終期は、事業年度における最終助成金の支払い月の翌月とする。~~以下同じ。~~）とする。

また、当該期間が事業年度間で重複してはならない。

なお、平成21年度及び平成24年度については、助成金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（平成21年度）

事業者の選択により、平成21年10月から平成22年~~5~~4月までの間で、助成金支給月数と同じ月数の連続する期間

（平成24年度）

事業者の選択により、平成24年~~3~~2月から6月までの間で、助成金支給月数と同じ月数の期間

オ 賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

二 賃金改善以外の処遇改善事項

平成21年4月の報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。

※ 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成は、必ずしも事業所等ごとの作成ではなく、事業者（法人）が一括で作成しても差し支えない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能とする。さらに、都道府県をまたがる事業者（法人）についても、一貫した処遇改善を可能とするため事業者単位での作成となるが、助成額の算定~~及び精算~~等を行うため、これらに関連した記載事項については、都道府県単位での記載が必要となる。

なお、複数の事業所~~等~~の福祉・介護処遇改善計画書を一括して作成する場合には、当該計画書に記載された計画の対象となる事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

10 助成金の対象事業者としての承認申請

助成金を受けようとする事業者は、別紙様式3の承認申請書に、福祉・介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等ごとに承認申請を行う。

ただし、福祉・介護~~職員~~処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、~~事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときには~~、別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱っても差し支えない。

また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られなかった事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。

1 1 変更の届出

対象事業者は、承認申請時に提出した申請書及び計画書等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、~~次の当該~~各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- 一 会社法による吸収合併、新設合併等による福祉・介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの助成金の使用実績及び残額並びに承継後の助成金の取扱いに関する内容
- 二 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に係る事業所等~~に~~の増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合は当該事業所等の障害福祉サービス等事業所番号、事業所等名称、サービス種別
- 三 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

1 2 助成金の実績報告

対象事業者は、各事業年度における最終の助成金支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の福祉・介護~~人材の~~職員処遇改善実績報告書を提出することとする。__

その際、本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行う計画を提出している事業者への助成金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を越えた賃金改善への助成金の充当であっても問題はない。ただし、事業年度終了後、その余剰金について返還が必要となる。概算の助成額を精算した結果、実際に賃金改善に要した費用（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）に充当した助成金の総額が交付を受けた助成金の総額を下回る場合には、当該差額を返還する。

- 一 助成金の受給総額
- 二 助成金による賃金改善実施期間
- 三 ~~第三号前号~~の期間における次の事項
 - ア 福祉・介護職員常勤換算数の総数
 - イ 福祉・介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 福祉・介護職員一人当たり賃金月額
- 四 実施した賃金改善の方法

「基本給を全職員平均で〇〇円改善した」等、具体的に記載する。

- 五 ~~第四号前号~~の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）

当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、7の第四号の書類を添付することで差し支えないものとし、また、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。

- 六 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）の福祉・介護職員の賃金改善の原資とした額
- 七 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が概算交付を受けた助成金を原資として福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当した額
- 八 賃金改善所要額
次の計算式により算出された額
第五号の額＋第六号の額－第七号の額
- 九 賃金改善に使用しなかった助成金の総額（都道府県への返還額）
当該金額は、第一号の額から第八号の額を減じた額が一円以上の場合に記載すること。
- 十 福祉・介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）
第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

13 その他

対象事業者は、上記の他ほか、以下の点に留意すること。

- 一 本助成金は、毎月、報酬等の総額が確定した段階で概算交付される。
- 二 助成金の算定根拠となる毎月の報酬等の総額は、助成金対象事業者が国保連等へ送付した請求情報に基づくこととなる。
- 三 複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、実績報告においても複数の事業所単位又は事業者単位での精算助成額となる。
- 四 実施主体が助成金の支払いを国保連等に委託している場合には、委託先である国保連等から助成金が支払われる。――
- 五 その他助成金の請求及び支払いに関する事務処理については、別に定める支払事務に関する要綱に基づき行うものとする。

サービス毎に定める交付率

サービス種別	交付率
居宅介護	15.5%
重度訪問介護	8.0%
行動援護	10.7%
療養介護	1.0%
生活介護	2.0%
児童デイサービス	5.2%
短期入所	—
重度障害者等包括支援	0.9%
共同生活介護	4.7%
施設入所支援	2.5%
自立訓練(機能訓練)	3.5%
自立訓練(生活訓練)	2.5%
就労移行支援	2.7%
就労継続支援A型	2.5%
就労継続支援B型	2.6%
共同生活援助	6.0%
旧身体障害者更生施設	2.2%
旧身体障害者療護施設	2.1%
旧身体障害者入所授産施設	2.1%
旧身体障害者通所授産施設	2.3%
旧知的障害者入所更生施設	2.5%
旧知的障害者通所更生施設	2.5%
旧知的障害者入所授産施設	2.4%
旧知的障害者通所授産施設	2.3%
旧知的障害者通勤寮	2.1%

※

サービス種別	交付率
知的障害児施設	2.8%
自閉症児施設	2.3%
知的障害児通園施設	3.3%
盲児施設	3.8%
ろうあ児施設	3.6%
難聴幼児通園施設	1.1%
肢体不自由児施設	2.1%
肢体不自由児通園施設	4.6%
肢体不自由児療護施設	2.6%
重症心身障害児施設	1.6%
精神障害者入所授産施設	2.3%
精神障害者通所授産施設	2.8%
精神障害者生活訓練施設	2.2%
精神障害者福祉ホーム(B型)	3.1%
身体障害者福祉工場	3.0%
知的障害者福祉工場	3.4%
精神障害者福祉工場	2.6%
身体障害者小規模通所授産施設	6.3%
知的障害者小規模通所授産施設	8.3%
精神障害者小規模通所授産施設	5.0%

※ 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の交付率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の交付率を適用する。

(その他の交付率については、事務処理要領の5のとおりとする。)

福祉・介護職員処遇改善計画書(平成 年度申請用)

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	□□□□□□□□□□
----------------	------------

事業者・開設者	フリガナ 名 称			
主たる事務所の所在地	〒	都：道		
	電話番号		FAX番号	
事業所等の名称	フリガナ 名 称		提供するサービス	
事業所の所在地	〒	都：道 府：県		
	電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごと一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	平成 年度助成金見込額(総額)		円
②	賃金改善所要見込額(総額)(ア+イ+ウ)		円
	ア 賃金改善に要する見込額(総額)		円
	イ 他都道府県の事業所等の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額		円
	ウ アのうち他都道府県の事業所等が交付を受けた助成金を原資として改善する見込額		円

※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。
 ※②のイ又はウについては該当がある場合は、別紙様式2(添付書類2)を添付すること。

賃金改善の方法について

③	賃金改善を行う給与項目	基本給、[] 手当、[] 手当、[] 手当、賞与(一時金) その他()
④	助成金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月

※ ④については平成21年度は平成21年10月~平成22年~~4~~月まで、平成22・23年度は当該年度の~~2~~月~翌年~~4~~月まで、平成24年度については平成24年~~2~~月~6月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は助成金の対象月数を~~超~~えてはならない。

⑤	賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)

(任意記載事項)平成20年10月~平成21年3月までの状況について記載されたい。

⑥	福祉・介護職員賃金総額 (月額平均)	円	⑦	一人当たり福祉・介護 職員賃金額(月額平均)	円
---	-----------------------	---	---	---------------------------	---

(2) 賃金改善以外の処遇改善について

平成21年4月以降に実施した(又は実施予定の)事項について必ず1つ以上に○をつけること。

処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化 ・ 休暇制度、労働時間等の改善 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 その他()
教育・研修	人材育成環境の整備 ・ 資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他()
職場環境	出産、子育て支援の強化 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成 ・ 介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化 ・ 職員休憩室、喫煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実 ・ 業務省力化対策 その他()
その他	

上記については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)
(代表者名)

印

福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法人名		
都道府県	他都道府県事業所の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額(別紙様式2の(1)②イに相当する額を記載すること。)	他都道府県の事業所等が交付を受けた助成金を原資として改善する見込額(別紙様式2の(1)②ウに相当する額を記載すること。)
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	円	円

平成●●年●●月●●日

都道府県知事 ●● ●● 殿

(法人名)

(代表者)

印

平成●●年度福祉・介護人材の処遇改善事業助成金対象事業者承認申請書
(兼福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の支給決定の申請書)

障害福祉サービス事業所等「 ●●●●● 」(障害福祉サービス等事業所番号)(サービス名)に係る福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の対象事業者としての承認(兼福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の支給決定)がなされるよう、別添のとおり、福祉・介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・福祉・介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)
- ・その他必要な書類(就業規則、給与規程、~~労働保険料~~労働保険関係成立届等の納入証明書等)

※ なお、福祉・介護人材の処遇改善事業助成金事務処理要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・本助成金は、毎月、障害福祉サービス等の報酬請求をもって、障害福祉サービス等の報酬等の総額が確定した段階で概算交付されるものである。が、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内に実際に賃金改善を行った額と助成金を比較し、助成額が上回った場合には、その余剰金を返還することとなる。
- ・助成金の算定根拠となる毎月の障害福祉サービス等の報酬等の総額は、助成金対象事業者が国民健康保険団体連合会等へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・都道府県が国民健康保険団体連合会等へ助成金の支払いを委託している場合には、委託先から助成金が支払われるものである。

平成●●年●●月●●日

都道府県知事 ●● ●● 殿

(法人名)

(代表者)

印

平成●●年度福祉・介護人材の処遇改善事業助成金対象事業者承認申請書
(兼福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の支給決定の申請書)

別表の障害福祉サービス事業所等に係る福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の対象事業者としての承認（兼福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の支給決定）がなされるよう、別添のとおり、福祉・介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・福祉・介護職員処遇改善計画書（別紙様式 2）
- ・その他必要な書類（就業規則、給与規程、~~労働保険料~~労働保険関係成立届等の納入証明書等）

※ なお、福祉・介護人材の処遇改善事業助成金事務処理要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・本助成金は、毎月、障害福祉サービス等の報酬請求をもって、障害福祉サービス等の報酬等の総額が確定した段階で概算交付されるものであるが、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内に実際に賃金改善を行った額と助成額を比較し、助成額が上回った場合には、その余剰金を返還することとなる。
- ・助成金の算定根拠となる毎月の障害福祉サービス等の報酬等の総額は、助成金対象事業者が国民健康保険団体連合会等へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、実績報告においても複数の事業所単位又は事業者単位での精算となる。
- ・都道府県が国民健康保険団体連合会等へ助成金の支払いを委託している場合には、委託先から助成金が支払われるものである。

別紙様式 5

福祉・介護人材の処遇改善実績報告書(平成 年度)

都道府県知事

殿

①	平成 年度分助成金受給総額	
②	助成金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月
③	福祉・介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	
④	福祉・介護職員に支給した賃金額 (②の期間の総数)	円
⑤	福祉・介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について 具体的に記載すること)	----- ----- ----- ----- -----
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	
⑧	他都道府県の事業所等の福祉・介護職員の賃 金改善の原資として充当した額	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が概算交 付を受けた助成金を原資として改善した額	
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	
⑪	助成金余剰額(返還額)(①-⑩)	
⑫	福祉・介護職員一人当たり賃金改善月額 (⑦÷③)	

- ※ ①については、別紙様式 5 (添付書類 1) により内訳を添付すること。
- ※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ ⑧又は⑨について該当がある場合は、別紙様式 5 (添付書類 2) を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

印

福祉・介護人材の処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名	
都道府県	他都道府県の事業所等の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当した額 (別紙様式5の⑧に相当する額を記載すること)
	他都道府県の事業所等が交付を受けた助成金を原資として改善した額 (別紙様式5の⑨に相当する額を記載すること)
北海道	円
青森県	円
岩手県	円
宮城県	円
秋田県	円
山形県	円
福島県	円
茨城県	円
栃木県	円
群馬県	円
埼玉県	円
千葉県	円
東京都	円
神奈川県	円
新潟県	円
富山県	円
石川県	円
福井県	円
山梨県	円
長野県	円
岐阜県	円
静岡県	円
愛知県	円
三重県	円
滋賀県	円
京都府	円
大阪府	円
兵庫県	円
奈良県	円
和歌山県	円
鳥取県	円
島根県	円
岡山県	円
広島県	円
山口県	円
徳島県	円
香川県	円
愛媛県	円
高知県	円
福岡県	円
佐賀県	円
長崎県	円
熊本県	円
大分県	円
宮崎県	円
鹿児島県	円
沖縄県	円
全国計	円

※ 本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。